

産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理に関する基準

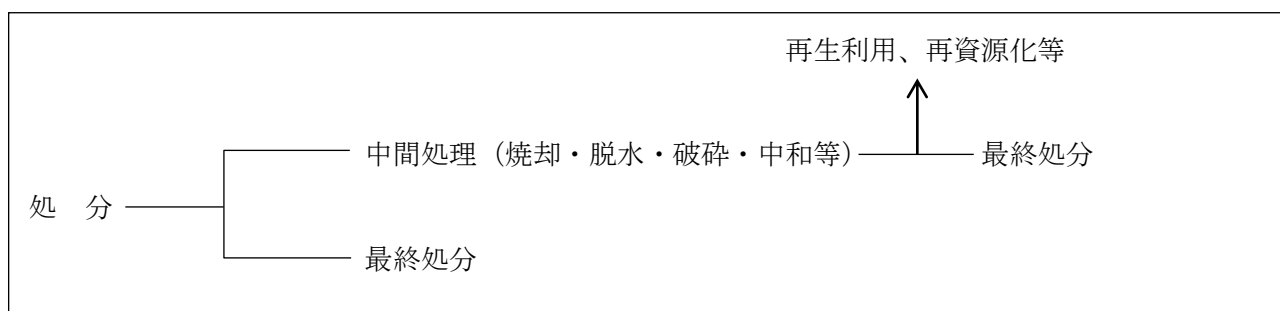
産業廃棄物は、通常、保管、収集運搬、処分^{*}という流れで、自然界の物質循環のサイクルの中に戻されますが、排出事業者は、自らの産業廃棄物が生活環境の保全上支障が生じないように処分されるまで責任を持って処理にあたる必要があります。

処理にあたっては、それぞれ次の基準が設けられています。

なお、特別管理産業廃棄物については、更に別の基準が適用されますので注意してください。

※「処分」には、廃棄物を埋め立てる「最終処分」とこれに先立って行われる人為的操作等（焼却、脱水、破碎、中和等）の「中間処理」があります。

産業廃棄物の減量化を図るため、再生利用が可能なものはできる限り再生利用するとともに、再生利用できないものについても中間処理を行ってください。



1 保管基準（規則第8条）

産業廃棄物の保管は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 保管の場所には、周囲に囲いを設け、直接荷重が囲いにかかる場合には構造耐力上安全であること。
- (2) 見やすい箇所に、縦60cm以上×横60cm以上の掲示板を設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨
 - ② 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さ

【掲示板の例】

産業廃棄物の保管場所	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず
保管の高さの上限	〇〇メートル
管 理 者	〇〇株式会社 神戸支店
連 絡 先	〇〇課 〇〇係 Tel 078-000-0000

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 保管の場所から、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次の(5)及び(6)に掲げる措置を講ずること。

(5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(6) 屋外において容器を用いずに保管する場合は、保管の最大の積み上げ高さは、次のとおりとする。

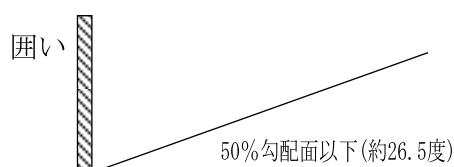
① 廃棄物が囲いに接しない場合

- ・ 囲いの下端から勾配50%以下

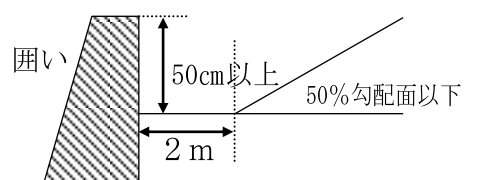
② 廃棄物が囲いに接する場合

- ・ 囲いの内側2 mは、囲い高さより50cm以上下げる
- ・ 2 mを超える部分の内側は、2 m線から勾配50%以下

ア 廃棄物が囲いに接しない場合

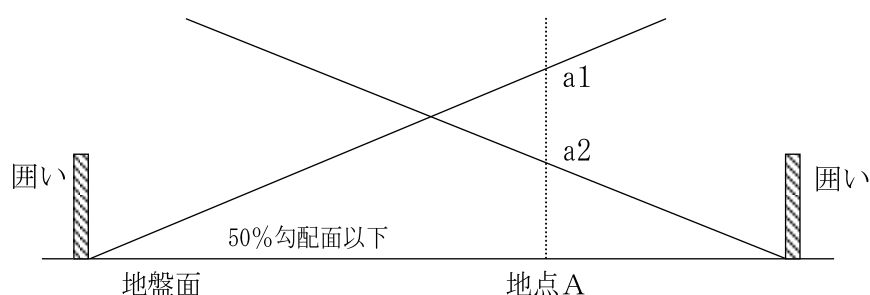


イ 廃棄物が囲いに接する場合

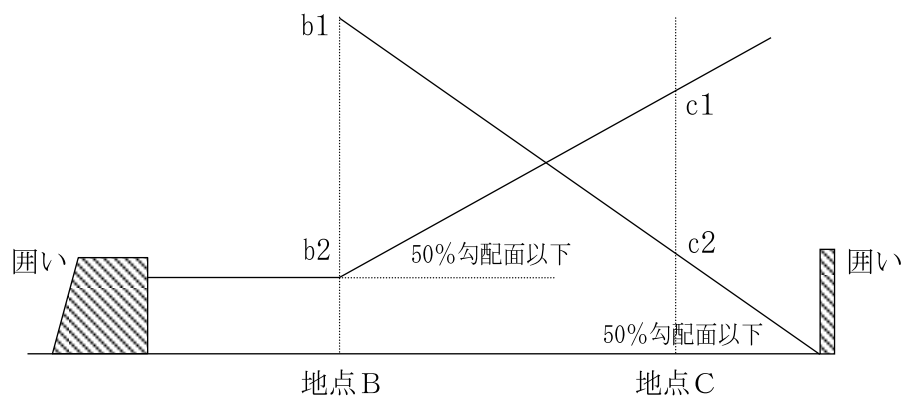


◇ 高さの上限の判定例

ア 両方が廃棄物に接していない囲いの場合



イ 片方が廃棄物に接し、片方が接していない囲いの場合



◇ 基準上の高さの上限

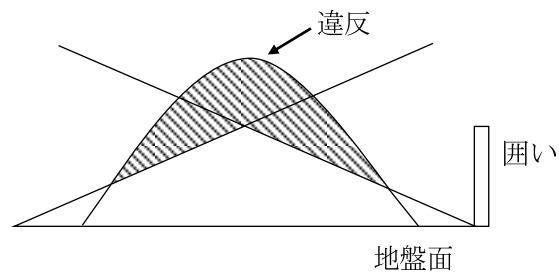
地点A : a 2

地点B : b 2

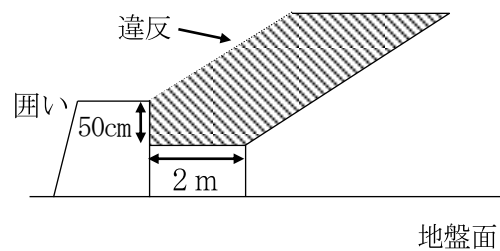
地点C : c 2

◇ 保管基準の違反例

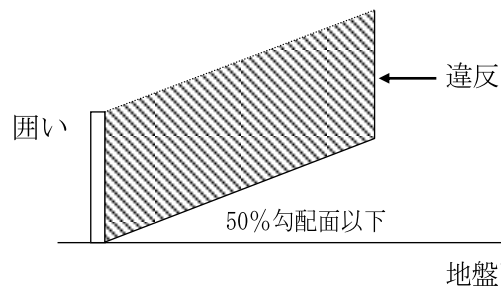
- ・ 50%勾配面を超えている（網掛け部分が違反）



- ・ 勾配の起点を壁から 2 m 離していない
- ・ 壁の頂部から 50cm 下げていない



- ・ 構造耐力上安全とはいえない囲いに直接接している



◇ その他違反となる例

- ・ 囲いが廃棄物と接して曲がって（歪んで）いる。
- ・ 囲いと接して廃棄物を壁の高さぎりぎりまで積上げている。（さらに囲いの上部にプラスチックの板を50cm継ぎ足した場合等を含む）

- (7) 石綿含有産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等を行い、覆いを設けたり、梱包するなど、飛散の防止のために必要な措置を講ずること。
- (8) 水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

2 收集運搬基準 (政令第6条第1項第1号)

産業廃棄物の収集運搬は、次の事項を遵守して行うこと。

(1) 運搬車の両側面に次に掲げる項目を表示すること。

- ① 事業者 ————— ア 産業廃棄物の収集運搬車である旨 イ 氏名又は名称
- ② 収集運搬業者 —— ア 産業廃棄物の収集運搬車である旨 イ 氏名又は名称
ウ 許可番号(下6桁)
- ③ 表示は識別しやすい文字で行い、産業廃棄物の収集運搬車である旨は日本工業規格 Z 8305
に規定する140ポイント(5.0cm)以上、氏名・名称・許可番号については90ポイント(3.2
cm)以上の大きさの文字及び数字で表示する。

(表示例) 収集運搬業者の場合

産業廃棄物収集運搬車	5.0cm以上
〇〇〇〇〇〇 株式会社	3.2cm以上
6 5 4 3 2 1	3.2cm以上

(2) 運搬車には、次に掲げる事項を記載した書面を備え付けること。

- ① 事業者 ———— ア 氏名又は名称及び住所 イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
ウ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
エ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- ② 収集運搬業者 —— ア 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

(3) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(4) 収集運搬に伴う悪臭、騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。

(5) 収集運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。

(6) 運搬車・運搬容器及び運搬用パイプラインは産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものを使用すること。

(7) 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項を船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に(2)に定める書面を備え付けること。

(8) 産業廃棄物の積替えを行う場合は、保管基準に準じて行うこと。

(加えて、保管できる産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。)

(9) 産業廃棄物の収集運搬途上の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き行ってはならない。

- ① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ② 搬入された産業廃棄物の量が、適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ③ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ④ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(10) 保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合※を除き、当該保管の場所における 1 日当たりの平均的な搬出量に 7 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※「環境省令で定める場合」（規則第 7 条の 4）

- ① 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であって、当該産業廃棄物に係る船舶の積載量が、当該産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき。
- ② 使用済自動車等を保管する場合

3 中間処理（再生を含む）基準（政令第6条第1項第2号）

産業廃棄物の中間処理は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること。
- (3) 中間処理のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないように必要な措置を講じること。
- (4) 産業廃棄物を焼却する場合は、環境省令で定める構造^{※1}を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法^{※2}により焼却を行うこと。

※1 「環境省令で定める構造」（規則第1条の7）

- ① 外気と遮断され、燃焼室で800℃以上で廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ③ 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。
（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ない焼却設備を除く。）
- ④ 燃焼中の排ガス温度を測定するための装置が設けられていること。
（製鋼・精錬用の電気炉・転炉等を除く。）
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる場合及び製鋼・精錬用の電気炉・転炉等を除く。）

※2 「環境大臣が定める方法」（平成23年4月1日 環境省告示第29号）

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- ② 煙突の先端から火炎又は黒鉛（JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるもの）が排出されないこと。
- ③ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること。
- (5) 産業廃棄物の熱分解を行う場合には、環境省令で定める構造^{※1}を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法^{※2}により行うこと。

※1 「環境省令で定める構造」（規則第1条の7の2）

◇ 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ① 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造であること。
- ② 廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力（加圧を行う場合に限る。）を適正に保つことができるものであること。
- ③ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。
- ④ 処理によって生じた残さが発火しないよう、残さを直ちに冷却することができるものであること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。）することができるものであること。

◇ 上記以外の場合

- ① 熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであること、その他生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

※2「環境大臣が定める方法」（平成17年1月12日 環境省告示第1号）

◇ 炭化水素油又は炭化物を生成する場合

- ① 排出口以外から排ガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理によって生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合、排出口から火炎又は黒鉛（JIS D8004に定める汚染度が25%を超えるもの）が排出されないこと。
- ④ 処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

- (6) 産業廃棄物の保管を行う場合は、保管基準に準じて行うこと。

（加えて、保管できる産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）

- (7) 産業廃棄物の保管は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合^{*}を除く。）を超えてはならない。

※「環境省令で定める場合」（規則第7条の8）

- ① 船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合、産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が保管基準の上限〔1日当たりの処理能力相当数量×14〕（以下「基本数量」という。）を超えるときは、船舶積載量+基本数量×1/2
- ② 処理施設の定期点検又は修理（実施期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、
処理施設1日当たりの処理能力相当数量×定期点検等日数+基本数量×1/2
処理施設の定期点検等終了日に保管されていた産業廃棄物の数量が基本数量を超える場合は、定期点検等終了日の翌日から起算して60日以内に限り、当該現に保管されていた数量以内
- ③ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生のために保管する場合は、
処理施設1日当たりの処理能力×28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70）
- ④ 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯指定区域内にあり（神戸市は該当しない）、廃タイヤを11月～3月に保管する場合は、
1日当たりの処理能力相当数量×60日
- ⑤ 使用済自動車等を保管する場合、次のア及びイに掲げる高さを超えない限りにおいて保管できる数量
ア 保管場所の囲いの下端から水平距離3m以内の部分にあつては、3mまでの高さ
イ 保管場所の囲いの下端から水平距離3mを超える部分にあつては、4.5mまでの高さ

- ⑥ 使用済自動車等を格納するための施設を利用して保管する場合、使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ
- (8) 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、溶融施設において石綿が検出されないよう溶融する方法、もしくは環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化する方法により行うこと。
- (9) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、環境省令で定めるもの[※]の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

※「環境省令で定めるもの」（規則第7条の8の2）

- ① 15mg/kgを超える水銀を含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
 - ② 15mg/Lを超える水銀を含有する廃酸又は廃アルカリ
- (10) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、環境省令で定めるもの^{※1}の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法^{※2}により水銀を回収すること。

※1「環境省令で定めるもの」（規則第7条の8の3）

- ① 廃棄物となった水銀使用製品
- ② 1,000mg/kg以上の水銀を含有するばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい
- ③ 1,000mg/L以上の水銀を含有する廃酸又は廃アルカリ

※2「環境大臣が定める方法」（平成29年6月9日 環境省告示第57号）

◇ 水銀使用製品産業廃棄物（上記①）の場合

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 大気中に水銀が飛散しないための必要な措置が講じられている水銀を分離する方法

◇ 水銀含有ばいじん等（上記②及び③）の場合

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 加熱行程により発生する水銀ガスを回収する設備を有する水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法

特別管理産業廃棄物の保管・収集運搬・中間処理に関する基準

特別管理産業廃棄物の保管、収集運搬及び処分については、次に掲げる基準が適用されます。特別管理産業廃棄物の取扱いに際しては、以下のとおり普通の産業廃棄物の取扱いより慎重な対応が必要です。

1 保管基準（規則第8条の13）

特別管理産業廃棄物の保管は、産業廃棄物保管基準のほか、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外のものが混入するおそれのない場合はこの限りではない。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講じること。
 - ① 廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物
 - ア 容器に入れ密封する等揮発防止のために必要な措置
 - イ 高温にさらされないために必要な措置
 - ② 廃酸、廃アルカリ
 - ア 容器に入れ密封する等腐食防止のために必要な措置
 - ③ ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物
 - ア ポリ塩化ビフェニル汚染物又は処理物の腐食防止のために必要な措置
 - ④ 廃水銀等
 - ア 容器に入れ密封する等飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置
 - イ 高温にさらされないために必要な措置及び腐食防止のために必要な措置
 - ⑤ 廃石綿等
 - ア 梱包する等飛散防止のために必要な措置
 - ⑥ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物
 - ア 容器に入れ密封する等腐敗防止のために必要な措置

2 収集運搬基準（政令第6条の5第1項1号）

特別管理産業廃棄物の収集運搬は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物の収集運搬基準(1)～(5)及び(7)の例によること。
- (2) 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (3) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬すること。

ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合で、感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合等を除く。

- (4) 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (5) 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集運搬には用いないこと。

ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集運搬する場合を除く。

- (6) 収集運搬を行う者は、次の事項を文書に記載し、その文書を携帯すること。

ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にこれらの事項が表示されている場合は、この限りでない。

① 収集運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類

② 特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項

- (7) 感染性産業廃棄物、ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等の収集運搬を行う場合は、次の事項によること。

① 必ず運搬容器に収納して収集運搬すること。

② 運搬容器は、密閉でき、また、収納しやすく、損傷しにくい構造を有すること。

③ ポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。

- (8) 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合は、前頁の保管基準に準じて行うこと。（加えて、保管できる特別管理産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。）

- (9) 特別管理産業廃棄物の収集運搬途上の保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行わないこと。ただし、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物については、この限りでない。

① あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。

② 搬入された特別管理産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。

③ 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

④ 保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合※を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※「環境省令で定める場合」（規則第8条の10の3）

船舶を用いて特別管理産業廃棄物を運搬する場合であって、当該特別管理産業廃棄物に係る船舶の積載量が、当該特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限を上回るとき。

3 中間処理（再生を含む）基準（政令第6条の5第1項2号）

特別管理産業廃棄物の中間処理は、次の事項を遵守して行うこと。

- (1) 産業廃棄物の中間処理基準(1)～(5)の例によること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合は、保管基準に準じて行うこと。
(加えて、保管できる特別管理産業廃棄物の数量の上限を掲示板に記載すること。)
- (3) 特別管理産業廃棄物の保管は、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えてはならない。
- (4) 特別管理産業廃棄物により人の健康又は生活環境に係る支障が生じないようにすること。
- (5) 次の表4に掲げる特別管理産業廃棄物の中間処理は、環境大臣が定める方法により行うこと。
(この中間処理により、爆発性、腐食性、感染性、毒性などがなくなったものは、特別管理産業廃棄物として取り扱わなくてよい。)
- (6) 1,000mg/kg以上の水銀を含有するばいじん、汚泥、鉍さい又は1,000mg/L以上の水銀を含有する廃酸又は廃アルカリの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法※により水銀を回収すること。

※「環境大臣が定める方法」（平成29年6月9日 環境省告示第57号）

- ① 水銀ガスを回収する設備を有するばい焼設備を用いてばい焼する方法
- ② 加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を有する水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法